

白井市行政経営有識者会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）第11条の規定により、白井市行政経営有識者会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の担任する事務)

第2条 会議の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政経営に関する重要事項について調査審議すること。
- (2) 白井市公共施設等総合管理計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。
- (3) 行政経営について、市長に意見を述べること。

(組織及び任期)

第3条 会議は、委員5人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員の構成は、別表に定めるとおりとする。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長になる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員の半数以上の者から具体的な事案を示して会長に対し招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部行政経営改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月8日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

委員の構成	委員の定数	備考
学識経験を有する者	5人以内	大学教授 金融関係のコンサルタント 政策シンクタンク 公認会計士 など